

中小企業におけるインボイス制度等に関する実態調査

「ご記入いただいた回答企業に関する情報(社名)は、所属商工会議所、および、日本商工会議所・東京商工会議所が、今回実施した本調査の回答内容を確認する場合に限り、利用させていただくことがあります。ご記入いただいた内容のうち、上記を除いては、個人または法人が特定されない形で、本調査結果の取りまとめや、政策提言活動等に利用させていただきます。また、ご回答企業の同意なく個別企業名や回答内容を第三者に公開することは一切ございません。

《問1》【企業概要・事業規模】

- ① ご所属の商工会議所を選択してください。(調査依頼元の商工会議所)

商工会議所

- ② 貴社名(個人事業主の方は「屋号」または「氏名」)をご記入ください。

- ③ 創業時期を選択してください。

(西暦) 年 月

- ④ 事業形態について、あてはまるものを1つ選択してください。

1. 個人事業主 2. 法人(株式、有限、合同、合名、合資)

- ⑤ 資本金(法人のみ)および従業員数(事業主本人や役員、常時雇用されている契約社員・パート・アルバイトも含めてください)を以下にご記入ください(おおよその数字で結構です)。

資本金(法人のみ) 万円 従業員数 人

- ⑥ 業種について、売上高が最も高いなど主たる業種を1つ選択してください。

1. 製造業	2. 建設業	3. 卸売業
4. 小売業	5. 運輸業	6. 情報通信・情報サービス業
7. 宿泊・飲食業	8. 医療・介護・福祉業	9. 印刷・出版業
10. 金融・保険・不動産業	11. その他サービス業	12. その他()

- ⑦ 製品・サービス等の提供先として、あてはまるものを1つ選択してください。

1. 主として対事業者取引(BtoB) 2. 主として対消費者取引(BtoC)

- ⑧ 【主として対事業者取引(BtoB)を行っている方(上記⑦で1と回答された方)にお伺いします】
インボイス制度導入(2023年10月1日)前後の、取引先との価格交渉における金額提示方法について、あてはまるものをそれぞれ1つ選択してください。

＜制度導入前＞ (～2023年9月)	＜制度導入後＞ (2023年10月～)	(選択肢)
		消費税抜き価格(本体価格)で交渉
		消費税込み価格(総額)で交渉
		価格交渉を行っていない

- ⑨ 直近事業年度の売上高について、あてはまるものを1つ選択してください。

1. 1,000万円以下	2. 1,000万円超～5,000万円以下
3. 5,000万円超～1億円以下	4. 1億円超～3億円以下
5. 3億円超～10億円以下	6. 10億円超

Web回答のみ受付いたします。

本用紙は設問全体の確認のためにご使用ください。下記の二次元コードからご回答ください。



⑩ 直近の事業年度の税引き前利益で、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	黒字
2.	収支均衡
3.	赤字

《問2》【インボイス発行事業者登録状況】

① インボイス制度導入前（2023年9月30日以前）の消費税の課税申告について、あてはまるものを1つ選択してください。

A.	免税事業者	B.	簡易課税事業者
C.	本則課税事業者	D.	2023年10月1日以降に創業

② 現在のインボイス発行について、あてはまるものを1つ選択してください。

E.	インボイス発行事業者でない（免税事業者）
F.	インボイス発行事業者でない（本則課税事業者または簡易課税事業者）
G.	インボイス発行事業者である（簡易課税の届出は提出していない）
H.	インボイス発行事業者である（簡易課税の届出を提出済）

問3へ

問4 or 問5へ

《問3》【インボイス発行事業者でない方（問2-②でE・Fと回答された方）にお伺いします】

① インボイス制度の基本的な仕組みに関する理解について、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	理解している
2.	ある程度理解している
3.	ほとんど理解していない
4.	「インボイス」という単語を聞いたことがない

② 【インボイス制度の基本的な仕組みを一定程度理解している方（上記①で1～2のいずれかを選択）にお伺いします】

インボイス発行事業者に登録しなかった理由について、あてはまるものをすべて選択してください。

1.	新たな事務負担が発生するため（インボイス発行、経理処理、消費税申告等）
2.	消費税の納付が新たに必要となるため
3.	取引先からの要請がなかったため
4.	動向を様子見するため
5.	BtoC 中心の取引形態であり、登録の必要性を感じない
6.	その他[]

③ 今後のインボイス発行事業者登録申請の意向について、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	近いうちに、登録申請する予定
2.	仕入税額控除の経過措置が引き下がる（8割→5割）タイミングで登録申請する予定
3.	仕入税額控除の経過措置が終了するタイミングで登録申請する予定
4.	今のところ予定はないが、取引先から要請があれば検討する
5.	登録申請は行わない

⇒問8へ

《問4》【インボイス制度の開始を契機に、免税事業者から課税転換し、インボイス発行事業者登録をした方（問2-①でAと回答、かつ問2-②でG・Hと回答された方）にお伺いします】

- ① 制度導入を契機とした受注先・販売先との価格交渉の有無について、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	受注先・販売先に依頼して、価格交渉を行った	②を回答
2.	受注先・販売先からの提案等があり、価格交渉があった	
3.	価格交渉はしていない（なかった）	③を回答

- ② 【価格交渉をした方（上記①で1または2と回答された方）にお伺いします】

制度導入を契機とした受注先・販売先との取引価格の変化について、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	受注先・販売先との取引価格が上がった（消費税相当分以上の値上げ）
2.	受注先・販売先との取引価格が上がった（消費税相当分程度の値上げ）
3.	受注先・販売先との取引価格が上がった（消費税相当には満たない程度の値上げ）
4.	価格交渉はしたが、受注先・販売先との取引価格に変化はなかった ⇒（理由： ）
5.	受注先・販売先との取引価格が下がった（値下げになった） ⇒（理由： ）

- ③ 【価格交渉をしなかった方（上記①で3と回答された方）にお伺いします】

価格交渉をしなかった理由について、あてはまるものをすべて選択してください。

1.	受注先・販売先からの価格交渉の提案等がなかったから
2.	価格交渉に伴う準備（交渉材料の情報収集等）や価格交渉に係る負担を避けるため
3.	価格交渉を打診すると取引が見直される恐れがあるため
4.	B to Cのため価格交渉の機会が少ない（ない）ため
5.	その他（ ）

- ④ 価格交渉を進める上では、どのような環境整備等が必要と考えるか、あてはまるものをすべて選択してください。

1.	価格交渉を阻害する行為等の法律による規制
2.	価格交渉を阻害する行為等の政府による監視・取り締まり
3.	価格交渉に関する知識を向上させるための情報提供
4.	価格交渉を円滑に行うためのツールやノウハウの提供
5.	価格交渉を円滑に行えるような取引慣行の改善
6.	その他（ ）

- ⑤ 消費税の申告について、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	スムーズに申告できた
2.	スムーズに申告できなかった ⇒（理由： ）
3.	申告は税理士等に任せた
4.	今後、初めて消費税の申告をする予定（申告は自分で行う予定）
5.	今後、初めて消費税の申告をする予定（申告は税理士等に任せる予定）

- ⑥ 納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置（以下、2割特例）の適用について、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	2割特例を適用して消費税申告をした（する予定） ⇒納税額（ ）万円程度
2.	本則課税で申告し、2割特例は適用しなかった（しない予定）
3.	簡易課税で申告し、2割特例は適用しなかった（しない予定）
4.	2割特例がわからない

⑦ 【2割特例を適用した（する予定）の方（上記⑥で1と回答された方）にお伺いします】

2割特例に関する要望について、最もあてはまるものを1つ選択してください。また、要望の（理由）についてもご記入ください。

1.	2割特例を延長してほしい
2.	2割特例を拡充してほしい（例：1割特例への拡充）
3.	その他（ ）
（理由）	

⑧ 消費税の申告にあたり、課題だった点や不安に思う点（例：2割特例から簡易課税に移行する場合に不安なこと）、改善を望む点（税務署や税理士のサポート体制の充実等）があれば、以下に記入してください。

--

《問5》 【インボイス発行事業者（問2-②でGと回答された方）にお伺いします】

① 免税事業者からの仕入等の有無について、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	免税事業者からの仕入等がある ⇒（ ）者、（ ）万円、仕入等全体金額の（ ）%程度
2.	免税事業者からの仕入等はない

以下②から④について【免税事業者からの仕入等がある方（上記①で1と回答された方）にお伺いします】

② 仕入等を行う免税事業者に対する課税事業者への転換の依頼の有無について、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	依頼したうえで、課税転換に伴って新たに生じる消費税相当分の値上げを打診した
2.	依頼したうえで、課税転換に伴って新たに生じる消費税相当分の値上げを打診しなかった
3.	依頼していない

③ 免税事業者からの仕入等について、現状どのような対応をしているかあてはまるものをすべて選択してください。

1.	販売先への取引価格に転嫁した
2.	取引価格を変更せず、自社で負担した
3.	仕入先の取引価格から仕入税額控除の経過措置により控除ができなくなる分の全部又は一部を引き下げた
4.	仕入先の取引価格から消費税相当分（本体価格の10%又は8%）を引き下げた

④ 免税事業者からの仕入等について、仕入税額控除の経過措置として控除ができる割合が段階的に縮小していく予定ですが、今後どのように対応していく方針が最も近いものを1つ選択してください。

1.	免税事業者からの仕入等は一切行わないようにしていく方針	⑤を回答
2.	一部の免税事業者を除いて仕入等を行わないようにしていく方針	
3.	引き続き課税事業者への転換を依頼しながら、免税事業者との取引は今後も継続していく方針	⑥を回答
4.	取引価格の見直しを行いながら、免税事業者との取引は今後も継続していく方針	
5.	まだ分からない	
6.	その他[]	

- ⑤ **【免税事業者からの仕入等を行わないようにしていく予定の方（上記④で1または2と回答された方）にお伺いします】**

免税事業者からの仕入等を行わないようにしていく理由について、以下に記入してください。

--

- ⑥ **【免税事業者からの仕入等を継続予定の方（上記④で3または4と回答された方）にお伺いします】**

免税事業者からの仕入等を継続する理由について、あてはまるものをすべて選択してください。

1.	品質や技術の観点から代替となる取引先がないから (具体的な商品等の内容：)
2.	取引先との信頼や地域貢献の観点から小規模事業者や個人事業主を応援したいと思うから (具体的な商品等の内容：)
3.	人手不足等の影響から免税事業者とも取引を行う必要があるから
4.	取引額や取引先が少なく、代替となる取引先を探す手間に見合わないから
5.	自社の税負担が増えても、既存の免税事業者との取引の方が安くすむから
6.	その他 ()

- ⑦ 免税事業者からの仕入税額控除は 2026 年 9 月末で 8 割から 5 割に引き下げ、2029 年 9 月末で終了予定です。免税事業者からの仕入税額控除に関する要望について、最もあてはまるものを 1 つ選択してください。また、要望の（理由）についてもご記入ください。

1.	仕入税額控除の経過措置（80%控除）を延長してほしい
2.	仕入税額控除の経過措置を拡充してほしい（例：100%控除への拡充）
3.	その他 ()
(理由)	

《問 6》【インボイス発行事業者（問 2-②で G・H と回答された方）にお伺いします】

- ① インボイス制度導入に伴って増加したコスト（納税額以外）について、あてはまるものをすべて選択してください。

1.	インボイス制度への対応のために新規雇用をした
2.	残業時間が増加し、人件費が増加した
3.	システムを新規に導入した
4.	既存システムの改修費用が発生した
5.	税理士への顧問料が増加した
6.	その他[]
7.	インボイス導入に伴うコストの増加は基本的でない

- ② インボイス制度導入に伴って増加した事務負担について、あてはまるものをすべて選択してください。また、従来の事務量と比較してどの程度増加したか（従来の事務量を 100%として、取引量の増加倍の他要因ではなくインボイスに限って〇%）ご記入ください（大まかな数字で結構です）。

1.	仕入先がインボイス発行事業者か免税事業者かの確認・管理
2.	受領したインボイスが要件を満たすかの確認（インボイス登録番号）
3.	受領したインボイスが要件を満たすかの確認（税率ごとの消費税額、消費税率）
4.	仕入税額控除の経過措置（80%控除）への対応
5.	買手側の都合で差し引かれた振込手数料相当額の経理処理
6.	発行するインボイスの記載要件の確認
7.	インボイス再発行の対応（返還インボイス、修正インボイス等）
8.	その他[]
9.	事務の負担は特に増えていない
事務増加量	従来の事務量から () %増加

- ③ インボイス制度導入に伴って増加した事務負担の変化について、最も近いものを1つ選択してください。

1.	制度導入に伴い増えており、現時点でも変わらない
2.	制度導入に伴い増えたが、習熟等によって落ち着きは始めている
3.	制度導入前後で変わらない
4.	システム導入の効果等によって減った

⇒問7 or 問8へ

《問7》【現在、本則課税事業者である方（問2-②でGと回答された方）にお伺いします】

- ① 一定規模以下（※）の中小事業者において、税込1万円未満の支払いについてはインボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能とする経過措置が講じられています（以下、少額特例）。貴社における少額特例の適用状況について、あてはまるものを1つ選択してください。

（※）前々年の課税売上高が1億円以下または前年の上半期（個人は1月～6月）の課税売上高が5千万円以下

1.	要件を満たしており、少額特例を適用している
2.	要件を満たすが、少額特例は適用していない（1万円未満のインボイスもすべて保存）
3.	一定規模以下の要件を満たさないため、適用していない

- ② 少額特例は、時限的な経過措置であり、2029年9月末で期限を迎えます。少額特例に関する要望について、最もあてはまるものを1つ選択してください。また、要望の（理由）についてもご記入ください。

1.	少額特例を延長・恒久化してほしい
2.	少額特例の上限金額を拡充してほしい （例：現行の税込1万円未満の基準を3万円未満に引き上げ）
3.	少額特例の対象事業者を拡充してほしい （例：現行の売上高1億円以下の基準を10億円以下に拡充）
4.	その他（ ）
	（理由）

《問8》【バックオフィス業務】

- ① 貴社において経理事務に従事している人数を記入してください。

1.	事業主（社長）本人	人
2.	事業主（社長）以外の役員	人
3.	経理専任の従業員（家族を含む）	人
4.	一般の従業員が兼任（経理専任従業員は置いていない）	人

- ② 固定資産台帳の作成について、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	自社で作成している
2.	税理士等へ依頼して作成している
3.	白色申告のため固定資産台帳を作成していない
4.	固定資産を保有していない

- ③ 帳簿（仕訳帳、売上帳等）の作成頻度について、最も近いものを1つ選択してください。

1.	1日ごと	2.	1週間ごと	3.	1月ごと
4.	四半期ごと	5.	半年ごと	6.	1年ごと

④ 試算表等の作成頻度について、最も近いものを1つ選択してください。

1.	1日ごと	2.	1週間ごと	3.	1月ごと	4.	四半期ごと
5.	半年ごと	6.	試算表は作成していない				

⑤ 経理業務において、システムを導入しているものをすべて選択してください。

1.	受発注管理システム	2.	電子契約システム
3.	会計・帳簿作成システム	4.	納税システム

⑥ 電子帳簿保存法の見直しにより、帳簿や証憑書類の紙媒体での保管が不要となりました。貴社における経理業務のペーパーレス化の状況について、あてはまるものを1つ選択してください。

1.	完全にペーパーレス化している
2.	半数以上をペーパーレス化している
3.	半数未満はペーパーレス化している
4.	全くペーパーレス化していない

⑦ インボイス対応の観点から活用しているツールについて、あてはまるものをすべて選択してください。

1.	AI-OCRに対応した会計ソフト・経費精算ソフトの活用
2.	デジタルインボイスの標準規格（Peppol）に対応したシステムの活用
3.	そもそも使っていない
4.	その他（ ）

《問9》

インボイス制度に関するご意見や、商工会議所によるサポート・支援の事例がございましたら、具体的に以下に記入してください。

ご多用のところご協力いただき誠にありがとうございました。

本調査の結果は商工会議所の政策提言活動で活用させていただきます。